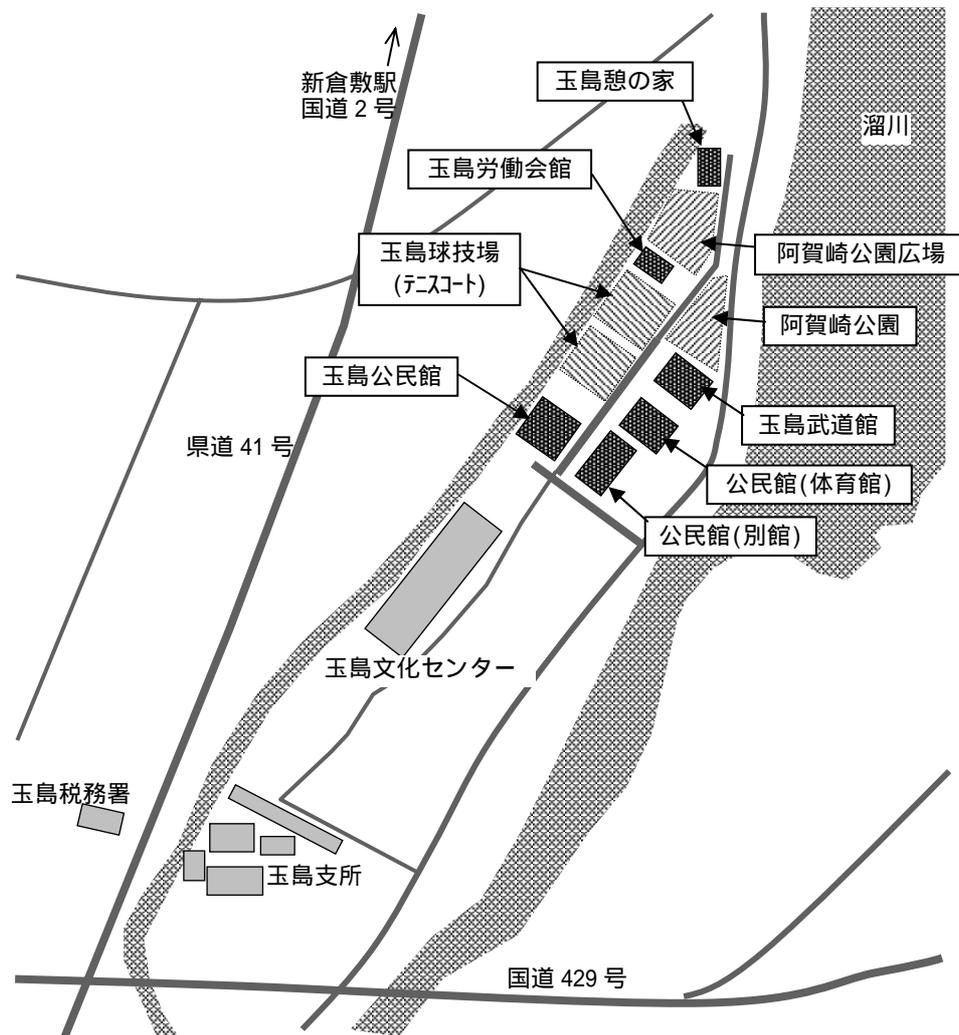


# 各施設の位置づけについて



## 耐震改修が必要な施設

- ・ 玉島公民館
- ・ 玉島公民館別館（体育館を含む）
- ・ 玉島武道館

これらの施設に関しては平成 18 年度に耐震診断を実施 耐震改修が必要との結果（3施設とも耐震改修促進法上、耐震改修の努力義務が必要である施設に該当）

施設の耐震化のほか、設備などの老朽化、バリアフリーへの対応、管理の一元化による効率的な施設運営の視点から「(仮称)玉島市民交流センター」として各施設を統合・整備し、玉島の歴史や文化、芸術、交流の新たな拠点としていくものです。

玉島労働会館、玉島憩の家に関しては耐震改修促進法において、耐震改修の努力義務が必要な施設ではありませんが、施設の老朽化、管理の一元化等の視点から交流センターに統合する方向で検討中です。